



2021 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社カーブスホールディングス
代表者名 代表取締役社長 増本 岳
(コード：7085、東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 松田 信也
(TEL. 03-5418-9922)

「緊急事態宣言の発出」による大型商業施設の休業に伴う 一部店舗の店舗営業の臨時休業についてのお知らせ

2021 年 4 月 23 日（金）、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発出され、「1000 m²を超える百貨店・ショッピングモール等、大型商業施設」に休業要請が出されました。

それを受けまして、当社連結子会社である株式会社カーブスジャパンは、休業要請の対象となる大型商業施設に入居する店舗については店舗営業を臨時休業することといたしましたので、お知らせいたします。

また、1000 m²を超える運動施設・スポーツクラブに対しても休業要請が出されましたが、当社グループ運営店舗においてはフランチャイズ店も含め対象となる店舗はございません。

休業要請の対象とならない店舗につきましては「地域密着の健康インフラ」の使命を果たすべく感染予防を徹底し営業を継続してまいります。

1. 対象店舗

緊急事態宣言が発出された東京都、大阪府、京都府、兵庫県において、休業要請の対象となった1000 m²を超える大型商業施設に入居するカーブス店舗

(※) 休業店舗の詳細については、カーブスジャパンホームページ (<https://www.curves.co.jp/>) の個別店舗ページに掲載しております。

2. 店舗営業の臨時休業期間

2021 年 4 月 25 日（日）～2021 年 5 月 11 日（火）

3. 会員様への対応について

該当店舗の会員様に運動習慣を継続いただくために、

①近隣他店舗のご利用

②オンラインフィットネス「おうちでカーブス」のご利用

ができる環境を整えております。また店舗営業の臨時休業期間にお休みをされる会員様には休業日数に応じた会費の返金をいたします。

4. 今後の見通し

本件による 2021 年 8 月期の当社連結業績への影響については、現時点では軽微であると認識しておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以 上